九	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

十	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2　1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。

十一	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港を行ってはならず、日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

タジキスタン共和国の表

附属書Ⅱ　第七条2に規定する適合しない措置

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条（内国民待遇）
(b)　第三条（最恵国待遇）
(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）

注釈　日本国の表の留保事項には、第十六条の規定に基づいて同国がとる措置を含むことがある。

2　表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動を、国内産業分類又は国際産業分類に従って、透明性の観点からのみ示す。
(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条2の規定に従って、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動の範囲又は性質を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を、透明性の観点から明示する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、

(a)　「ＪＳＩＣ」とは、日本国総務省が作成し、二千二十三年七月二十七日に改定した日本標準産業分類をいう。
(b)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	タジキスタン共和国移住法（千九百九十九年法律第八百八十一号）第七条及び第九条並びに関連するタジキスタン共和国大統領令
概要	タジキスタン共和国の領域における外国籍を有する被用者の数は、出入国管理のため、タジキスタン共和国大統領及び関連する行政当局によって承認される割当てにより制限することができる。

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）